

被 処 分 者	商号又は名称	株式会社富士ハウス広島
	代表者の氏名	大谷 スミエ
	免許番号	広島(12)第4418号
	主たる事務所の所在地	広島市中区舟入南1-10-20
処分の内容		指示
処分年月日		令和4年9月14日
処分の根拠条項		宅地建物取引業法第65条第1項
<p>処分の理由</p> <p>被処分者は自ら売主となり、締結した土地建物売買契約において、相手方等の判断に重要な影響を及ぼす事項を買主に説明する業務上の注意義務を負っていたにもかかわらず、売買契約締結前に買主に対しこの説明をせず、媒介業者に説明をさせなかった。</p> <p>このことは、宅地建物取引業法第65条第1項第2号の規定に該当するため、同法第65条第1項の規定により指示処分を行う。</p>		